

平成30年1月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 森山ひとみ

平成28年(ワ)第5号 前橋市による預金差押処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年10月18日

判 決

前橋市

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

前橋市大手町二丁目12番1号

被 告

同代表者兼処分行政庁

被告訴訟代理人弁護士

同指 定 代 理 人

同

同

被告

吉 野 晶

松 井 隆 司

前 橋 市

前 橋 市 長 山 本 龍

関 夕 三 郎

川 田 信 也

太 田 聡 彦

半 澤 泰 平

主 文

- 1 本件訴えのうち、前橋市長が平成27年6月30日付けでした差押処分及び同年7月31日付けでした差押処分の取消請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 被告は、原告に対し、12万6226円を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、5万5000円及びこれに対する平成28年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

6 この判決は、第2項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求の趣旨

- 1 前橋市長が平成27年6月30日付けでした原告が株式会社ゆうちょ銀行(東京貯金事務センター扱い)に対して有する通常貯金(記号番号 [REDACTED])の払戻請求権及び上記株式会社ゆうちょ銀行に対する債権差押通知書送達日までの確定利息の支払請求権を差し押さえた処分を取り消す。
- 2 前橋市長が平成27年7月31日付けでした原告が株式会社ゆうちょ銀行(東京貯金事務センター扱い)に対して有する通常貯金(記号番号 [REDACTED])の払戻請求権及び上記株式会社ゆうちょ銀行に対する債権差押通知書送達日までの確定利息の支払請求権を差し押さえた処分を取り消す。
- 3 被告は、原告に対し、12万6226円及びうち5万円に対する平成27年6月30日から、うち7万6226円に対する同年7月31日から、それぞれ支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成28年5月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

本件は、原告が、滞納していた市県民税及び国民健康保険税の徴収のために、前橋市長によって2回にわたってなされた原告名義の貯金債権の差押えは差押禁止債権を差し押さえたものであるから違法であり、これらの差押えに引き続いて取り立てた5万円及び7万6226円(合計12万6226円)は支払を受けるべき法律上の原因を欠くと主張して、被告に対し、上記2回の差押処分の各取消しを求めるとともに、不当利得返還請求として12万6226円及びうち5万円に対する平成27年6月30日から、うち7万6226円に対する同年7月31日から、それぞれ支払済みまで年14.

6%の割合による還付加算金の支払を求め、さらに、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、慰謝料及び弁護士費用の合計55万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成28年5月20日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 本件に関する法令等の規定

別紙「関係法令の定め」に記載したとおりである。

2 前提事実（証拠を掲げた部分以外は当事者間に争いがない。）

(1) 平成27年6月30日付け差押処分の経緯等

ア 原告は、平成27年6月30日当時、平成20年度第4期（同年10月31日納期限）以降の国民健康保険税、平成20年度第4期（平成21年2月2日納期限）以降の市県民税普通徴収の合計97万0327円並びに平成17年度第1期以降の市県民税普通徴収及び平成19年度第6期以降の国民健康保険税の各延滞金64万7400円（合計161万7727円）を滞納していた（乙9の2）。

イ 前橋市長は、平成27年6月30日、上記滞納市税等を徴収するため、滞納処分として、株式会社ゆうちょ銀行（東京貯金事務センター扱い。以下「ゆうちょ銀行」という。）の原告名義の通常貯金口座（記号番号 [REDACTED]。以下「本件貯金口座」という。）に係る通常貯金の払戻請求権及びゆうちょ銀行に対する債権差押通知書送達日までの確定利息の支払請求権（以下「本件貯金債権」という。）を5万円に充つるまでの範囲で差し押さえる旨の債権差押通知書をゆうちょ銀行に送達して、これを差し押さえた（乙9の1ないし3。以下「本件差押処分1」という。）。

ウ 同月29日時点での本件貯金口座の残高は、0円であったが、翌30日に [REDACTED] 株式会社（以下「 [REDACTED] 」という。）から給与5万3636円が振り込まれた。原告は、

同日、本件貯金口座に364円を入金した上で、本件貯金口座の残高5万4000円全額を引き出したが、その場で同金員を再度、本件貯金口座に預け入れた。上記作業により、本件差押処分1当時の本件貯金口座の残高は5万4000円となっていた。(甲1, 6, 14, 17)

ウ 前橋市長は、同日、ゆうちょ銀行から本件貯金債権に係る5万円の支払を受け、同金員を取り立てた(乙1, 7)。

エ 前橋市長は、同年7月14日、配当計算書を作成してその謄本を原告に送付し、同月21日、ゆうちょ銀行から支払を受けた5万円全額を前橋市長に配当した上で、これを前記滞納市税等に充当し、その旨を記載した充当通知書を原告に対して送付した(乙1)。

(2) 平成27年7月31日付け差押処分の経緯等

ア 原告は、平成27年7月31日当時、平成20年度第7期(平成21年2月2日納期限)以降の国民健康保険税、平成21年度第1期(同年6月30日納期限)以降の市県民税普通徴収の合計93万4527円並びに平成17年度第1期以降の市県民税普通徴収及び平成19年度第6期以降の国民健康保険税の各延滞金65万4600円(合計158万9127円)を滞納していた(乙10の2)。

イ 前橋市長は、平成27年7月31日、上記滞納市税等を徴収するため、滞納処分として、本件貯金債権を上記滞納金額に充つるまでの範囲で差し押さえる旨の債権差押通知書をゆうちょ銀行に送達して、これを差し押さえた(乙10の1ないし3。以下、「本件差押処分2」といい、本件差押処分1と併せて「本件各差押処分」という。)

ウ 同月30日時点での本件貯金口座の残高は、0円であったが、翌31日に[REDACTED]から給与6万7247円及び賞与8979円が振り込まれたため、本件差押処分2当時の本件貯金口座の残高は7万6226円となっていた(甲1, 6, 15, 16)。

ウ 前橋市長は、同日、ゆうちょ銀行から本件貯金債権に係る7万6226円の支払を受け、同金員を取り立てた(乙2, 7)。

エ 前橋市長は、同年8月14日、配当計算書を作成してその謄本を原告に送付し、同月25日、ゆうちょ銀行から支払を受けた7万6226円全額を前橋市長に配当した上で、これを前記滞納市税等に充当し、その旨を記載した充当通知書を原告に対して送付した(乙2)。

(3) 原告の異議申立て等

ア 原告は、同月26日、前橋市長に対し、本件貯金口座は、原告が給与を受領するための貯金口座であり、本件貯金債権は「給料等に基づき支払を受けた金銭」に関する債権であるから、本件各差押処分は、地方税法が準用する国税徴収法(以下「法」という。)76条1項又は2項に違反する違法な差押えであると主張して、本件各差押処分を取り消すことを求める旨の各異議申立てをした(甲2, 3)。

イ 前橋市長は、同年10月26日、原告の各異議申立てをいずれも棄却する決定をした(甲4)。

ウ 原告は、平成28年4月13日、本件訴訟を提起した。

3 争点

(1) 本件各差押処分の取消請求

ア 原告に本件各差押処分の取消しを求める法律上の利益があるか。

(原告の主張)

滞納処分(債権差押え)において、差押処分後に行われる取立、配当等の一連の手續及び処分は、差押処分が有効に存在することを前提とするものであり、差押処分が取り消されることとなれば、これによりその後の一連の手續及び処分の法的効力に影響が及び、滞納処分という一連の行政過程における原告の法的地位が左右されることは明らかである。したがって、本件各差押処分に基づき本件貯金債権が取り

立てられ、配当処分が行われてしまったとしても、依然として原告には本件各差押処分の取消しを求める法律上の利益があるというべきである。

(被告の主張)

本件差押処分1は、被告が平成27年7月21日に本件貯金債権に係る5万円を滞納市税等に充当したことにより、本件差押処分2は、被告が同年8月25日に本件貯金債権に係る7万6226円を滞納市税等に充当したことにより、既にその効力を失っているから、原告には本件各差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益はない。

イ 本件各差押処分の違法性

(原告の主張)

(ア) 被告は、原告の給与振込先口座である本件貯金口座に給与が振り込まれる毎月末日に狙いを定めて本件各差押処分を含む差押処分を行っている。本件各差押処分は、給料又は給料等に基づき支払を受けた金銭の差押えにほかならず、地方税法が準用する法76条1項又は2項に反し違法である。

(イ) 原告は、平成21年9月から平成27年2月まで、被告に対して、滞納市税等を毎月1万円ずつ分納していたが、被告は、同月、突如として原告に対して毎月の分納額を2万円に増額するよう求め、原告が毎月の分納額を1万5000円とする旨の代替案を申し出ても全く取り合わず、同年3月31日から毎月、本件貯金債権を差し押さえ、同年6月30日及び同年7月31日の本件各差押処分をするに至ったものである。被告は、5年6か月にわたる事実上の徴収猶予を継続し、財産の換価を猶予していたにもかかわらず、この継続状態を一方向的に破壊して本件各差押処分を行ったものであり、信義則(民法1条2項)に反し、徴税権の濫用(同条3項)に当たる。

(ウ) 上記のとおり、被告は、平成21年9月から平成27年2月まで原告から分納金を収受し続けていたものであり、被告は、原告に対し、財産の換価を猶予(平成28年法律第13号による改正前の地方税法(以下、単に「地方税法」という。)15条の5第1項1号)していたというべきである。被告は、本件各差押処分をするに当たって、換価の猶予の取消通知を行う義務(同法15条の6第2項, 15条の3第3項)を怠ったのであるから、本件各差押処分には地方税法による差押処分の前提手続を欠いた違法がある。

(被告の主張)

(ア) 一般に、差押禁止債権である給料等が預金口座に振り込まれたことにより発生する預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではないと解されている。また、法76条2項の「給料等に基づき支払を受けた金銭」には、給料支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれないものと解される。したがって、本件各差押処分は、地方税法が準用する法76条1項及び2項に違反していない。

(イ) 被告は、原告から分納を受けていた期間においても、原告に対し、再三にわたり分納額を増額するよう促しており、被告が原告に対し、原告が分納を継続している間は滞納処分を行わないとの公的見解を示したことはないから、本件各差押処分が信義則に反し、権利の濫用に当たるということはできない。

(ウ) 被告は、原告から分納を受けていた期間、事実上滞納処分を猶予していたにすぎず、地方税法所定の換価の猶予をしていたわけではないから、被告が本件各差押処分に当たり、換価の猶予を取り消した旨の通知義務を怠った旨の原告の主張は前提を欠く。

(2) 不当利得返還請求

ア 被告が本件各差押処分に基づいて取り立てた12万6226円が、  
支払を受けるべき法律上の原因を欠くか。

(原告の主張)

上記のとおり、本件各差押処分は違法な処分であるから、被告は、  
本件各差押処分に基づいて取り立てた12万6226円の支払を受け  
るべき法律上の原因を欠く。

(被告の主張)

争う。上記のとおり、本件各差押処分は適法である。

イ 被告が悪意の受益者に当たるか。

(原告の主張)

前橋市長は、本件各差押処分が違法な処分であることを認識しつ  
つあえて本件各差押処分を行ったものであるから、被告は、悪意の受  
益者(民法704条)に当たり、上記12万6226円に民法所定の  
年5%の利息を付して返還する義務を負う(なお、原告は、訴状にお  
いて、上記12万6226円に対する年14.6%の割合による還付加  
算金を支払を求める旨の主張をしたが、その後、同主張を撤回し、上記  
12万6226円に対する民法所定の年5%の割合による利息の支払を  
求める旨の主張に訂正した。)

(被告の主張)

争う。

(3) 不法行為に基づく損害賠償請求

ア 平成27年3月31日以降、本件差押処分2に至るまで毎月継続し  
て行われた貯金債権差押処分(以下「本件継続的貯金債権差押処分」  
という。)の国賠法上の違法性及び故意又は過失

(原告の主張)

被告は、平成27年3月31日以降、本件差押処分2に至るまで毎

月継続して本件貯金債権を差し押さえたが、これらは前記の本件各差押処分についての主張のとおり、違法な処分である上、前橋市長は、本件継続的貯金債権差押処分が違法な処分であることを認識しつつあえて本件継続的貯金債権差押処分を行ったものであるから、国賠法上も違法である。

被告は、滞納処分として納税者の財産に対する差押えをなし得る旨の規定（地方税法 331 条 1 項本文，728 条 1 項本文）の文言を非常に形式的に解釈運用し、その例外規定をあえて軽視した滞納処分を行っており、被告による滞納処分としての差押処分が他の全国の地方自治体と比較して突出していることに鑑みても、前橋市長には違法な本件継続的貯金債権差押処分を行ったことにつき故意又は過失があるというべきである。

（被告の主張）

被告による滞納処分としての差押処分が他の全国の地方自治体と比較して突出していることは不知。その余は否認又は争う。

イ 原告の損害額

（原告の主張）

本件継続的貯金債権差押処分により原告が被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、50 万円が相当である。

（被告の主張）

争う。

### 第 3 当裁判所の判断

1 争点(1)ア（原告に本件各差押処分の取消しを求める法律上の利益があるか。）について

処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる（行政事件訴訟法 9 条 1 項）ところ、

市県民税及び国民健康保険税に係る滞納処分による債権の差押えは、法に規定する滞納処分の例によることとされ、債権の差押えの場合、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、差し押さえられた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る市県民税及び国民健康保険税を徴収したものとみなされるものとされている（地方税法41条1項、331条6項、728条7項、法62条1項、3項、67条1項、3項）。そうすると、債権差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行ったときには、その目的を達してその法的効果は消滅するものと解され、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存しないから、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果が消滅した後において、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである。

前記前提事実(1)、(2)記載のとおり、前橋市長は、平成27年6月30日、本件差押処分1を行い、ゆうちょ銀行から本件貯金債権に係る5万円の支払を受け、同年7月31日、本件差押処分2を行い、同銀行から本件貯金債権に係る7万6226円の支払を受け、それぞれ各金員を取り立てている。したがって、本件各差押処分は、いずれも目的を達してその法的効果は既に消滅していることになるから、原告には、本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないといわねばならない。なお、このように解しても、原告は、本件各差押処分の違法を主張して被告に対し不当利得の返還を請求することができるのであるから、法的にみて、原告の救済手段を欠くことにはならない。

よって、原告の本件各差押処分の取消請求に係る訴えは、その余の点について判断するまでもなく、いずれも不適法であるから、いずれも却下する。

2 争点(2)ア（被告が本件各差押処分に基づいて取り立てた12万6226円が、支払を受けるべき法律上の原因を欠くか。）について

(1) 認定事実

前記前提事実のほか、証拠（甲1, 6, 乙7, 8, 原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件各差押処分に至る経緯等

(ア) 原告は、遅くとも平成20年4月頃には、被告に対し、滞納市税を毎月5000円ずつ分納していたが、被告が、同年9月頃、原告の擬制世帯主であった原告の姉の国民健康保険税の滞納処分を行ったことから、原告は、同月頃、被告に対して支払う毎月の分納額を1万円に増額することとし、被告は、同1万円全額を上記国民健康保険税の滞納分に充当することとした。

(イ) 原告と被告は、平成21年9月3日、原告が支払う毎月の分納額1万円のうち7000円を原告の滞納市税に充当し、残額の3000円を原告の姉の国民健康保険税の滞納分に充当することとした。

(ウ) 原告と被告は、平成24年5月頃、原告が、原告の姉の国民健康保険税の滞納分を完納したため、以後、原告が支払う毎月の分納額1万円全額を原告の滞納市税に充当することとし、原告は、平成27年2月まで同額の納付を継続した。

(エ) 原告は、一定期間ごとに被告市役所を訪問し、被告の担当者に直近2, 3か月分の給与支給日が記載された給与支払明細書を提示し、自身の収入状況及び借金の返済状況等を説明した上で、分納納付書の発行を受け、同納付書に従って、分納していた。

(オ) 被告は、平成25年4月10日から平成26年8月1日にかけて、原告に対し、毎月1万円の分納額では年間納付額が12万円にすぎず、原告に対する1年間の課税額に満たないため、分納額を増額するよう指導したものの、原告は、これに応じなかった。

(カ) 被告は、平成27年2月3日、原告に対し、毎月の分納額を2万円



同日、[REDACTED]からの給与5万9390円が振り込まれ、上記差押え当時の口座残高は5万9500円となっていたが、上記差押えの執行により本件預金口座の残高は3万9500円となった。

(ウ) 前橋市長は、同年5月29日、本件貯金債権を3万円に充つるまでの範囲で差し押さえることとし、同日、これを差し押さえ、同債権に係る3万円の支払を受け、同金員を取り立てた。本件貯金口座には、同日、[REDACTED]からの給与5万8556円が振り込まれ、上記差押え当時の口座残高は同金額となっていたが、上記差押えの執行により本件預金口座の残高は2万8556円となった。

#### イ 原告の収入状況及び借金の返済状況等

原告は、本件各差押処分当時、[REDACTED]のほか、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）に勤務し、毎月、合計で概ね10万円前後の収入を得ていたが、そのうち合計7万5000円から8万円程度を原告が以前に貸金業及び内装業を営んでいた際の借入金債務の弁済に充てていた。

#### ウ 本件貯金口座の利用状況

原告は、平成27年1月16日に他口座への払込みのために本件貯金口座に1万0200円を入金し、同年4月2日に前橋税務署からの国税還付金2万6055円の入金口座として本件貯金口座を利用したものの、同日から同年7月31日までの間、専ら[REDACTED]からの給与の振込口座として利用していた（なお、本件貯金口座には[REDACTED]からの給与の振込み以外に複数回にわたって、最大で1000円、最小で20円の入金があったことが認められるが、これらの入金はいずれも原告が、口座残高の百の位以下の端数をなくして千円単位での出金をしやすくするために行ったものであること

がうかがわれ、その金額が低額であることに鑑みれば、専ら給与の振込口座であったとの認定に影響を及ぼすものではないというべきである。)

(2) 原告は、本件各差押処分は、給与に係る債権又は給料等に基づき支払を受けた金銭の差押えに当たり、地方税法41条1項、331条6項、728条7項が準用する法76条1項又は同条2項に反し、違法であると主張する。

ア ①金融機関に対する預貯金債権は、預貯金口座開設者と金融機関との間の消費寄託契約に基づく債権であり、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)の支払請求権とは法的性質を異にすること、②給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、③地方税法41条1項、331条6項、728条7項が準用する法76条1項は給料等について、同条2項は給料等に基づき支払を受けた金銭について、それぞれその一部を差押禁止とする一方で、給与等の振込みにより成立した預金債権については何ら触れていないのであり、それにもかかわらず、預貯金債権まで差押禁止債権とすると、法の明文の規定なく責任財産から除外される財産を認めることとなりかねず、取引の安全を害するおそれがあること、④滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予(地方税法15条の5)又は滞納処分の停止(同法15条の7)を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである(最高裁判所平成9年(㊦)第1963号・平成10年2月10日第三小法廷判決(以下「平成10年判決」という。)参照)。

イ もっとも、給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であって

も、法76条1項、2項が給料等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであって、滞納処分庁が、実質的に法76条1項、2項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある場合には、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分として、違法となる場合があるというべきである。

- (ア) 前記前提事実(1)記載のとおり、平成27年6月30日に [ ] からの給与が振り込まれる直前の本件貯金口座の残高は0円であったが、同日に同社からの給与5万3636円が振り込まれ、原告が364円を入金したことにより、本件貯金口座の残高は5万4000円となったこと、前橋市長は、同日、本件貯金債権に係る5万円を差し押さえたことが認められるから、本件貯金債権は、本件差押処分1の時点では、客観的には大部分が [ ] からの給与を原資とするものであったといえることができる。
- また、前記前提事実(2)記載のとおり、同年7月31日に [ ] からの給与が振り込まれる直前の本件貯金口座の残高は0円であったが、同日に同社からの給与6万7247円及び賞与8979円が振り込まれたことにより、本件貯金口座の残高は7万6226円となったこと、前橋市長は、同日、本件貯金債権に係る7万6226円全額を差し押さえたことが認められるから、本件貯金債権は、本件差押処分2の時点では、客観的には全部が [ ] からの給与を原資とするものであったといえることができる。
- (イ) また、本件貯金口座には、平成27年3月31日、同年4月30日、同年5月29日（なお、同月30日は土曜日、同月31日は日曜日である。）にもそれぞれ [ ] からの給与が振

り込まれたが、被告は、いずれも上記各振込みがあった当日に本件貯金債権を差し押さえており、証拠（甲1，10，14ないし16）によれば、同社から原告への給与支給日は毎月末日であると認められるところ、被告が、定期的に原告から給与支給日が記載された給料支払明細書の提示を受けていたことは前記認定事実ア(エ)記載のとおりである。そうすると、被告は、原告の同社からの給与支給日が毎月末日であることを知っていて、同年6月30日及び同年7月31日にも、本件貯金口座に相応の額の給与が振り込まれることを当然に予測した上で本件各差押処分を行ったものと推認することができ、他に上記推認を覆すに足りる事情はない。

そして、前記認定事実ウ記載のとおり、本件貯金口座は、平成27年4月2日から同年7月31日までの間、専ら [REDACTED] [REDACTED]からの給与の振込口座として利用されていたものである上、原告は、本人尋問において、原告が、被告担当者に対し、本件貯金口座に [REDACTED]からの給与以外に振り込まれるものはない旨を説明していた旨を供述している。原告が、一定期間ごとに被告担当者と納税相談を行い、直近2，3か月分の給与支払明細書を提示し、自身の収入状況及び借金の返済状況等を説明していたことからすれば、原告は、 [REDACTED]からの給与が本件貯金口座に振り込まれることや同社からの給与以外に本件貯金口座に振り込まれるものはない旨を併せて説明していたと考えるのが自然であり、他に原告の供述の信用性を疑わせる事情はないから、原告の上記供述は信用できる。そうすると、被告は、少なくとも本件各差押処分の時点において、本件貯金口座が専ら [REDACTED] [REDACTED]からの給与の振込口座として利用されており、本件貯金債権の原資が同社からの給与であることを認識していたものと推認するのが相

当である。

加えて、被告は、本件差押処分2において、本件貯金債権を滞納金額に充つるまでの範囲で差押えの対象としているところ、本件差押処分2当時の滞納市税等の金額は合計158万9127円にも上っていたことからすれば、本件貯金口座に同金額以上の貯金が存在している可能性は極めて低かったのであり、被告は、本件差押処分2の当日に振り込まれるであろう給与全額を差し押さえようと意図していたというべきである。

(ウ) 以上によれば、被告は、本件貯金債権の原資が [REDACTED] [REDACTED] からの給与であることを認識しつつ、同社からの給与が本件貯金口座に振り込まれた当日に、本件各差押処分を行っているのであって、実質的に給与自体を差し押さえることを意図して、本件各差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情があるというべきであり、本件各差押処分は、いずれも地方税法41条1項、331条6項、728条7項が準用する法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であるといわざるを得ない。

ウ 証拠（甲14ないし16）によれば、[REDACTED] は、平成27年6月30日、原告に対し、同月分の給与として、所得税1590円を控除した上で、5万3636円を、同年7月31日、原告に対し、同月分の給与として、所得税1979円を控除した上で、6万7247円を、賞与として、所得税1021円を控除した上で、8979円を、それぞれ本件貯金口座に振り込んで支払ったことが認められるところ、本件において、差し押さえることができない金額を計算すると、以下のとおり、被告が本件各差押処分に基づいて取り立てた12万6226円全額が、差し押さえることができない債権に当たる。

(ア) 本件差押処分1

a	総支給額	5万5000円
b	法76条1項1号の金額	2000円
c	同項2号の金額	0円
d	同項3号の金額	0円
e	同項4号の金額	10万0000円
f	同項5号の金額	0円
	( ( a - ( b ないし e の総額 ) ) × 0. 2 )	
g	差押えが禁止される金額	10万2000円
	( b ないし f の総額 )	
h	差押可能金額 ( a - g )	0円

(イ) 本件差押処分2

a	総支給額	7万9000円
b	法76条1項1号の金額	3000円
c	同項2号の金額	0円
d	同項3号の金額	0円
e	同項4号の金額	10万0000円
f	同項5号の金額	0円
	( ( a - ( b ないし e の総額 ) ) × 0. 2 )	
g	差押えが禁止される金額	10万3000円
	( b ないし f の総額 )	
h	差押可能金額 ( a - g )	0円

エ よって、被告が本件各差押処分に基づいて取り立てた12万6226円は、支払を受けるべき法律上の原因を欠くこととなるから、被告はこれを返還する義務を負うというべきである。

(2) 原告は、被告が5年6か月にわたって事実上徴収を猶予し、財産の換価を猶予していたにもかかわらず、本件各差押処分を行ったことは、信義則

に反し、徴税権の濫用に当たるとも主張する。

確かに、原告は、平成21年9月頃から被告に対し、毎月7000円ずつ納付し、平成24年6月からは納付額を1万円に増額し、以後、平成27年2月まで同額の納付を継続していたこと、被告は、原告から受領した上記金員を順次、滞納市税等に充当していたことは前記認定事実ア(ウ)及び(エ)記載のとおりである。

しかし、原告が被告に対して、滞納市税等を分納していたからといって直ちに被告が、原告に対し、滞納処分による財産の換価を猶予していたということはできないし、その他に被告が、原告に対し、職権又は申請により滞納処分による財産の換価を猶予(地方税法15条の5, 15条の6)していたことを認めるに足りる証拠はない。また、前記認定のとおり、被告は、原告に対し、一定期間ごとに原告との納税相談を行って収入状況及び借金の返済状況を確認するなどしながら分納に応じる一方で、再三にわたって1年間の分納額の合計が年税額以上となるよう分納額の増額を指導していたのであって、原告において、毎月1万円の分納を継続していれば滞納処分を受けることはないと思ってもやむを得ないということもできない。したがって、本件各差押処分が信義則に反し、徴税権の濫用に当たるとすることはできず、原告の上記主張は採用できない。

- (3) 原告は、被告は、本件各差押処分するに当たって、換価の猶予の取消通知を行う義務(同法15条の6第2項, 15条の3第3項)を怠った違法があるとも主張する。

しかし、被告が、原告に対し、滞納処分による財産の換価を猶予していたということはできないことは上記のとおりであり、被告が、本件各差押処分をするに当たって、換価の猶予の取消通知を行う義務はないというべきであるから、原告の上記主張は採用できない。

- 3 争点(2)イ(被告が悪意の受益者に当たるか。)について

原告は、前橋市長は、本件各差押処分が違法な処分であることを認識しつつ、あえて本件各差押処分を行ったものであるから、被告は、民法704条の悪意の受益者に当たると主張する。

この点について、本件各差押処分は、実質的に給与自体を差し押さえることを意図してなされたものと認めるべき特段の事情があるというべきであり、地方税法41条1項、331条6項、728条7項、法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であることは、既に説示したとおりである。

しかしながら、平成10年判決は、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されること、法基本通達(乙11)には支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は、同法76条2項の「給料等に基き支払を受けた金銭」には含まれない旨の記載があることからすれば、本件各差押処分は形式的には適法な体裁をとっているものであり、直ちに違法な差押処分となり得るとまでは判断できないといわざるを得ず、そうである以上、積極的により具体的かつ詳細な事情を調査したとは認め難い前橋市長が、本件貯金口座に対する本件各差押処分が違法であり、本件各差押処分に基づいて取り立てた金員を保有し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとはいえない。前記認定ア記載の事実によれば、前橋市長は、原告が支払っていた毎月1万円の分納額では年間納付額が12万円にすぎず、原告に対する1年間の課税額に満たないため、原告に対し、分納額を増額するよう指導したものの、原告がこれに応じなかったため、原告の財産に対して滞納処分を行うこととしたとは認められるものの、これを超えて、あえて差押禁止財産を取り立てることを目的としていたとはいえず、前橋市長が本件各差押処分に基づいて取り立てた12万6226円は、支払を受けるべき法律上の原因を欠くとの認識を有していたということまではできないか

ら、被告は民法704条の悪意の受益者に当たらないというべきである。

4 争点(3)ア（本件継続的貯金債権差押処分の国賠法上の違法性及び故意又は過失）について

上記のとおり、被告が、本件貯金口座に対する本件継続的貯金債権についても、同様に形式的には適法な体裁なのであるから、これらがいずれも違法であるとの認識を有していたとまではいい難く、前橋市長が、違法な本件継続的貯金債権差押処分を行うことにつき故意があったということはできない。

もともと、被告における市税の賦課徴収権限を有している前橋市長には、給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、同法76条1項、2項が給料等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨をできる限り尊重し、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分を行ってはならない職務上の注意義務を負っていたというべきである。しかるところ、本件各差押処分は、具体的事情を考え併せると、実質的に給与自体を差し押さえることを意図してなされたものと認めるべき特段の事情があり、地方税法41条1項、331条6項、728条7項、法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法であることは、既に説示したとおりであるから、前橋市長には上記注意義務を怠った過失があり、少なくとも本件各差押処分は、国賠法上も違法である。

5 争点(3)イ（原告の損害額）について

原告は、本件継続的貯金債権差押処分により原告が被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、50万円が相当であると主張する。

確かに、原告は、本件差押処分1により、本件差押処分1当時の本件貯金口座の残高5万4000円のうち5万円を差し押さえられ、また、本件差押処分2により、本件差押処分2当時の本件貯金口座の残高7万6226円全額を差し押さえられたのであって、生活の糧を奪われたことにより多大な精神的苦痛

を被ったであろうことは容易に認められる。

しかしながら、本件継続的貯金債権差押処分が滞納処分としての差押処分であり、原告は、本件継続的貯金債権差押処分の時点で、少なくとも158万円を超える額の市税等を滞納していた上、前橋市長に違法な本件各差押処分を行うことにつき、故意があったということはできず、本件継続的貯金債権差押処分の違法性の程度は必ずしも高いとはいえず、原告の精神的損害は、被告が取り立てた金員の返還を受けることによっても一定程度回復し得ると考えられる。その他本件訴訟に現れた一切の事情を考慮すれば、原告の被った精神的損害を慰謝する金額としては5万円が相当であり、本件各差押処分と相当因果関係にある原告の弁護士費用は、5000円とするのが相当である。

## 6 結論

よって、本件訴えのうち、本件差押処分1及び本件差押処分2の取消請求に係る訴えは不適法であるからいずれも却下し、その余の請求は、主文第2項及び3項に掲記の限度で理由があるから、その限度で認容することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 塩 田 直 也

裁判官 高 橋 浩 美

裁判官 佐藤 秀海



(別紙)

関係法令の定め

1 市県民税及び国民健康保険税の滞納処分等に関する地方税法の定め(ただし、平成28年法律第13号による改正前のもの。)

(1) 市県民税

(個人の道府県民税の賦課徴収)

41条

1項 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。(後略)

(2項以下略)

(市町村民税に係る滞納処分)

331条

1項 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

1号 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2号略)

(2項ないし5項略)

6項 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によ

る。

(7項略)

(2) 国民健康保険税

(水利地益税等の徴収の方法)

706条

- 1項 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税（以下「水利地益税等」という。）の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによって、普通徴収又は特別徴収の方法によらなければならない。

(2項以下略)

(水利地益税等に係る督促)

726条

- 1項 納税者又は特別徴収義務者が納期限（中略）までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。

(後略)

(2項略)

(水利地益税等に係る滞納処分)

728条

- 1項 水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 1号 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2号略)

(2項ないし6項略)

7項 前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(8号略)

(3) 徴収の猶予等に関する定め

(徴収猶予の取消し)

15条の3

(1項及び2項略)

3項 地方団体の長は、前2項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(職権による換価の猶予の要件等)

15条の5

1項 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合(中略)において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。

1号 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

(2号略)

(2項以下略)

(申請による換価の猶予の要件等)

15条の6

(1項略)

2項 第15条の3第3項の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

## 2 国税徴収法における滞納処分手続の規定

(差押えの手續及び効力発生時期)

### 62条

1項 債権(中略)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行ふ。

(2項略)

3項 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(4項略)

(差し押えた債権の取立)

### 67条

1項 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

(2項略)

3項 徴収職員が第1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(4項略)

(給与の差押禁止)

### 76条

1項 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。(後略)

1号 所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第19

0条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第202条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

2号 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

3号 健康保険法（中略）第167条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

4号 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（中略）第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

5号 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

2項 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

（3項以下略）

（配当すべき金銭）

#### 128条

1項 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当

しなければならない。

(1号略)

2号 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭

(3号以下略)

(2項略)

(配当の原則)

129条

1項 前条第1項第1号又は第2号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

1号 差押えに係る国税

(2号以下略)

(2項以下略)

(配当計算書)

131条

税務署長は、第129条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第2項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

(1号及び2号略)

3号 滞納者

以上

これは正本である。

平成30年1月31日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 森山ひとみ

